

令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和5年3月15日（水）9：30～11：30

会場：かでの2・7 7階 710会議室

参加者：別紙のとおり

【用語の略称】

「GM条例」…北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

「GM部会」…遺伝子組換え作物交雑等防止部会

「GM（コショウラン、作物）」…遺伝子組換えの（コショウラン、作物）

「カルタヘナ法」…遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

○開会

○会長挨拶

皆さんおはようございます。ようやく春らしくなって、マスクも今回は自由ということで、何となく晴れ晴れとした感じで大学から歩いてきました。食を取り巻く状況は今、非常に難しい、混沌とした状況になっていますが、その中でもこの食の安全・安心をどうやって守っていくかということは基盤になるかと思しますので、今日も、皆さんに忌憚のない御意見をいただきながら議論を進めていきたいと思しますので、どうぞよろしく申し上げます。

○農政部長の安全推進監挨拶

どうもおはようございます。農政部長野崎でございます。令和4年度第4回北海道の安全・安心委員会の開催にあたり一言御挨拶させていただきます。

西邑会長をはじめ委員の皆様方、早い時間から御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から食の安全・安心の確保、食を通じた地域振興に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。

本日の議題ですが、北海道食の安全・安心条例の点検・検証、第5次北海道食の安全・安心基本計画及び第5次北海道食育推進計画の三つにつきまして、知事から本委員会への諮問という段取りになります。

食の安全・安心条例につきましては、食の安全・安心に関する様々な施策の根拠となる条例です。おおむね5年ごとに見直すこととなっております。第4次食の安全・安心基本計画と、食育推進計画の実施状況の検証とあわせまして、条例を点検することとなっております。

本日の委員会は、その検討のスタートとなるもので、本年の夏以降に条例の点検結果を取りまとめ、次の計画について御議論いただくということになります。新たな両計画の策定につきましては、令和6年の2月を予定しており、その間、本日を含めて4回、委員会を開催する予定でございます。長期間でございますけれども、委員の皆様方には、様々な観点から御議論をお願いしたいと思っております。

第1回目となる本日は、食の安全・安心をめぐる情勢や、現在の第4次計画の現状と課題につきまして、御審議をいただく予定でございます。この5年間を振り返りましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、それからゲノム編集技術を活用した農産物等の市場流通の開始、それからみどりの食料システム戦略が策定され、食品等の価格高騰ですとか、食料の安全保障の強化など、食の安全・安心をめぐる情勢というのは、目まぐるしく様々に変化をしております。北海道の食のブランドを形成し、地域の農林水産業や食関連産業振興、そして道民の皆様方が、健康で豊かな食生活をおくるにあたり、食の安全・安心の確保はより一層重要になってきていると

いうふうに考えてございます。

本日は、限られた時間ですが、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただけるようお願いをいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務連絡

(新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ)
(配付資料の確認)

続きまして本日の出席状況の報告でございます。本日は都合により大塚委員、手嶋委員、松田委員、矢野委員が欠席となっております。一方、手嶋委員の代理として北海道栄養士会の加藤常務理事が出席しておりまして、委員 15 名のうち 12 名が出席しております。北海道食の安全・安心条例第 33 条の規定によりまして、2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは議事に移って参ります。

○諮問事項

【西邑会長】

今日は、資料の次第にあるとおり、大きく二つに分かれて諮問事項と審議事項がございまして、諮問事項として 3 点、審議事項として 2 点ということですのでよろしくお願い申し上げます。会議は 11 時 30 分を目途にということですが、なるべくスムーズにやりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議題に入ります。まず、北海道食の安全・安心条例の施行状況の点検・検証、第 5 次北海道食の安全・安心基本計画、第 5 次北海道食育推進計画の諮問について事務局から説明をお願いします。

【農政部食品政策課長】

おはようございます。食品政策課長の下堀です。今日はよろしくお願い申し上げます。資料を事前に皆様に送付しておりますので、簡潔に説明して、意見交換の時間を取りたいと考えております。

資料 1 をお開きください。先ほどありましたように、条例の点検・検証と両計画の策定のキックオフということで、この後、野崎推進監から西邑会長に諮問書を手交しますので、その前に経過などを御説明します。

「北海道食の安全・安心条例」の点検・検証の考え方ということで、条例の附則 2 では条例の施行後 3 年を経過した場合、及び平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、条例の点検・検証を行うこととなっております。一方、計画は 5 年間隔で策定してきましたので、下の年表を御覧いただきますと、平成 17 年に条例と計画ができて、その後、点検検証の 1 回目は平成 20 年、そのあと計画が 21 年ということで、当初ずれがございましたが、平成 25 年度以降は条例の点検を 1 年前倒して計画の策定と同時に実施していますので、今回も令和 5 年度に条例点検・検証を 1 年前倒しさせていただき、計画の策定を同時に進めるということです。

補足として、GM 条例につきましては附則どおり点検しており、令和 6 年度に点検する予定でございます。

それでは、野崎推進監から西邑会長に、知事の諮問書を手交させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

【農政部食の安全推進監】

まず、3 点につきまして諮問を読み上げた後にお渡しをさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

まず1点目でございます。北海道食の安全・安心条例の点検・検証について。このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。「北海道食の安全・安心条例」について、条例附則2の規定に基づき、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加えるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

次に2点目、第5次「北海道食の安全・安心基本計画」について。このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第9条第4項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。北海道食の安全・安心条例第9条第1項の規定に基づく、第5次「北海道食の安全・安心基本計画」を定めるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

3点目、第5次「北海道食育推進計画」について。このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。北海道食の安全・安心条例第25条第1項に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として第5次「北海道食育推進計画」を定めるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

以上3点につきまして諮問します。

【西邑会長】

ただいま知事からの諮問書をいただきました。3点、諮問がございました。一つ目の北海道食の北海道食の安全・安心条例の点検・検証ということですが、本条例は、道の食の安全・安心の実策の根幹をなすもので、北海道食の安全・安心基本計画策定の根拠でもある条例となっております。また二つ目、三つ目の北海道食の安全・安心基本計画、北海道食育推進計画については、道の食の安全・安心並びに食育に関する令和6年度から5年間の施策の方向性を示す中期的な指針であり、ともに重要な計画であると考えます。

当委員会としましても、答申に向けて審議を行ってまいりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○審議事項

【西邑会長】

続いて審議に入りたいと思います。まず、北海道食の安全・安心条例をめぐる情勢並びに第4次北海道食の安全・安心基本計画の実施状況と課題について、事務局から説明をお願いします。

【農政部食品政策課長】

資料2-1から資料2-5までを一括して説明します。

資料2-1をお開きください。第4次北海道食の安全・安心基本計画の現状と課題ということで、計画策定の大きな流れをお示ししたものです。左側の第4次計画の骨組みを踏まえ、後程詳しく説明する真ん中の社会情勢や状況を踏まえて右側、見直しの手法として、条例の点検・検証、この委員会や地域の皆様などの御意見を伺いながら進めるという段取りを示したものです。

資料2-2をお開きください。

(1)は平成31年度から起こった様々な情勢の変化を示したものです。社会経済情勢の変化として、新型コロナウイルス感染症、食品や生産資材・燃料等の価格高騰、それに伴う食料安全保障の強化の必要性の高まり、環境負荷低減の取組、人口減少や少子高齢化、物流問題、国際的な経済連携の動きの広がりなどがあります。

(2)食に関わる出来事として、ゲノム編集技術、道内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザ、不適正な表示などがあります。

○の2つ目、GM条例の一部改正、食品表示基準の一部改正、加工食品の原料原産地表示義務

に係る経過措置期間終了や、遺伝子組換え食品表示制度の改正及び施行、改正食品衛生法の完全施行、いわゆるHACCPの制度化、みどりの食料システム戦略の策定、それに伴う法の施行などの情勢の変化があります。

続きまして資料2-3、2-4でございます。2-4は70ページの分厚いもので、食の安全・安心に係る施策、道庁の中の様々な各部、各課が連携してやっております、今の計画の柱をもとに、どういうことをやります、状況はこうなっていますという資料です。一例だけ御紹介します。8ページをお開きください。

食の安全・安心に関する情報提供の取組状況です。白い〇が中段にございますけども、例えば、食の安全・安心に関するポータルサイト云々に対して、四角の囲みが取組内容でして、こういうような形で、今の計画の検証として書いております。それを、これを説明すると長くなりますのでそれをコンパクトにしたものが、資料2-3です。これもなかなか多いので、特に重要な部分、アンダーラインのところを御紹介したいと思います。

1ページ目、基本計画、条例第9条、社会情勢の変化等を反映した新たな計画を策定することが必要です。言わずもがなでございますけども。

5番、情報の提供。道が、道民に対し食の安全・安心に関する情報を発信する手段として、メールマガジンに加えて、SNSをより活用することも必要という課題を考えております。

11番、農産物の安全及び安心の確保として課題が3つございます。SDGsや「ゼロカーボン北海道」の達成に資する環境負荷低減の取組として、環境保全型農業をさらに広める取組が必要。遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等があった場合には、適宜、GM条例の検証が必要。高病原性鳥インフルエンザの発生等に備え、安全・安心な畜産物を提供するための取組の更なる推進が必要と認識しております。

15番の適正な食品表示の促進ということで、ずっと取り組んできていますが最近ではGAPやHACCPということで、そういうトレーサビリティの機能を有する取組も非常に重要性が高まっています。特にGAPは食品安全、労働の安全環境の確保、それから生産の向上ということで、非常に農業経営の改善にとって非常に重要で、実践拡大が必要と認識をしています。

18番、食育の推進でございます。後ほど、食育の計画のところでも取り上げますが、実施状況としましては、令和3年3月に初めて北海道食品ロス削減推進計画を策定いたしました。それから新顔作物振興事業ということで、今年度、さつまいも、にんにく、らっかせいの生産振興と需要拡大の事業を実施しています。課題としましては、食育推進計画の策定が必要だと認識しています。

資料2-5をお開きください。第4次北海道食の安全・安心基本計画における主な指標の状況です。他分野にわたり、全41ございます。目標値に達しているものもございまして、達していないものもございまして。また、時代が変わって、指標自体が適切なものかどうか。それから、別の指標があるのかというような議論があるかと思っておりますので、今後策定するにあたって御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。それでは皆さん御議論いただきたいのですが、今日御欠席の方から御意見等いただいておりますので、まずそちらの方をお願いします。

【事務局】

事務局より御報告します。

ホクレン農業協同組合連合会代表理事常務であります矢野委員から御意見を頂戴しています。北海道食の安全・安心基本計画並びに北海道食育推進計画についてでございます。

「北海道食の安全・安心条例」をめぐる情勢（資料2-2）の1（1）にも記載されています

が、「食料安全保障の強化の必要性の高まり」が最近の課題として対応が求められています。国産農畜産物の利用向上はもちろんですが、農畜産物の生産に必要な飼料・肥料等の原料は海外からの輸入に頼っている現状にあり、国産の飼料・肥料等の利用向上が必要とされています。飼料・肥料等の安全性確保の取組と合わせて、生産者が安心して利用できる環境の整備やこれらの取組への消費者の理解向上についても、次期「北海道食の安全・安心基本計画」や「北海道食育推進計画」の策定にあたって、取り組む課題として捉えていただきたい。

以上です。

【西邑会長】

ありがとうございました。

それでは今日御出席のみなさんから御意見、御質問等受けたいと思います。どなたからでも結構ですが。

【久保部会長】

久保でございます。一番最初ですみません。昨年、GMコショウランの経緯がございまして、条例の改正が行われましたが、かなりバタバタした印象を受けました。条例の改正の時も申し上げましたが、情報としてそういうものが出てくるっていうのをもう少し早めに収集しておいたほうがいいかなというふうに思います。国内で生産されるGMのものは必ず環境省のウェブページに出てくるものですので、何がこれから出てきそうかというのは、そこをウォッチしていれば情報収集できると思うので、そのあたりをもう少し強化していただけるといいかなと思います。

【西邑会長】

ありがとうございました。昨年の条例の件では、急遽、GM部会とこの委員会で審議しました。いろんな情報を集めるということが、次のアクションを起こす上でも非常に重要になっていくので、そのあたりはこれからもお願いします。今はどうですか、何か動きは。

【農政部食品政策課長】

ありがとうございます。毎年、全道に次年度におけるGM作物の栽培計画があるか調査しており、令和5年度は計画がないという調査結果が出たところです。

国のカルタヘナ法の届出情報については定期的にインターネットでチェックするようにしていて、GM条例の対象外の部分についても、先日のメダカの違反やゲノム編集食品含め、チェックして共有するようにしております。

【西邑会長】

ありがとうございます。おそらく道内の調査だけでは不足で、GMコショウランも大阪の会社だったかと思いますので、北海道へ来るおそれもありますし、全国的にどこがどういうふうに動くか情報収集しながら、また、GMとは異なりますが、ゲノム編集報告も含めて情報収集することは非常に重要で、それをどういう形で道民に知らせるかということも重要かと思います。その点も含めて御検討いただきたいと思います。

【鈴木委員】

おはようございます。クリーン農業の関係で、YES! clean 農地と有機栽培農地のバランスについて。YES! clean つまり減農薬、減化学肥料の農地が増えればそれで良しとするのか、それとも最終的にほとんど全部を有機農地にするのか、そのあたりの目標値としてはどうお考えなのでしょうか。

有機農産物は、国の基準で2年間無農薬・無化学肥料の農地で栽培された農産物を指しますが、それを達成するのがなかなか難しいので、減農薬・減化学肥料（現行の3割減）で栽培した農産物（特別栽培農産物）が従来の農産物よりも安全・安心であると認定する制度（北海道の場合、YES! clean 事業）を推進してきていると思いますが、今後もそれで良しとするのか、あるいは最終的にすべてを有機農地に移行していくというふうに考えているのか、そのあたりのバランスがこれから重要になるかと思えます。

【農政部食品政策課長】

ありがとうございます。非常に難しい質問ですが、1点、有機農業につきましては、国のみどり戦略で2050年に全国の耕地面積の25%を目標に掲げています。一方、北海道の方は有機農業の推進計画で、令和12年に現行の4,000ha程度を二倍強の1万1,000haということで、当面はそれを目指しています。一方、クリーン農業につきましては現行1万6,000ha程度ということで、正直、伸び悩んでいます。概念的に言うと、鈴木委員がおっしゃるように、慣行農法があって、3割なり、5割農薬・肥料を減らすクリーン農業に移行して、そして、有機にステップアップしてほしいところです。一方で、私どもは多様な農法を認めつつも、今、肥料など農業資材が高いので、できれば慣行農家の方に土づくりをしっかりといただいて、土に貯まっている養分を活用してもらうだとか、できる限り、クリーンの方、3割の方に行っていただきたいと考えております。

【西邑会長】

なかなか難しい問題ですが、ホクレンの矢野委員からもありましたように、食料の安全保障、飼料の自給率向上、国産化とも絡んできます。みどりの食料システム戦略の中には、先ほどありましたように、有機農業の25%農地、全国で25%ということは100万haぐらいですね。100万haと言うと、北海道の耕地面積は確か114万haですので、北海道全体の農地を有機農業にするぐらいの話なので、これはなかなか簡単には行かない。食料をどこに届けるのか、栄養価、エネルギーとして必要とするところもあれば、嗜好品として必要としているところもあるので、そのあたりの仕分けも含めて、マーケットをどこに置いてどうするのか、戦略として、北海道の食料生産をどうするのかを、市場も見据えて計画を立てるということがとても重要なポイントかと思えます。

では、今の鈴木委員の質問に関連して私の方から資料の2-5。有機農業の耕地面積等が出ていますが、（指標の）12番、令和2年度の数字が最新と書いてありますが、調査はされていないのですか。データが集まらないのですか。

【農政部食の安全推進局長】

令和3年度の有機JASの数字が出ていて、5,400haを超えている部分があって、その他に有機JASではない面積が、令和2年度が大体1,200haあるので、実際は、令和3年度で6,500haを超えています。結果的に前有機計画の目標値6,500haを達成していて、現有機計画の2030年、令和12年度の目標をここに載せているというような流れできています。道で把握している部分、国で把握している部分と両方合わせてわかる部分が令和2年ということで、資料に載せています。わかった時点で新しい数字を示していきたいと考えております。

それから先ほど鈴木委員の意見にも関係するところですが、北海道農業・農村振興審議会において、みどり法に基づく環境負荷低減の北海道基本計画を策定しました。こちらの方は、2030年、それぞれ肥料とか農薬も削減の数字が載っていて、それらを踏まえながら、令和6年度にクリーン農業推進計画の見直しを行いますので、令和5年度のうちから御議論いただきたいと考えています。例えばクリーン農業の制度について、特別栽培農産物も踏まえながら検討していこう

かなと考えています。全体的なイメージはでそういう流れで進めていきたいと考えます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。では、数字は載っていないが、トータルで6,500ha程度になっていると。増えてきているという理解でよろしいですね。

【吉田副会長】

教えていただきたいことがあります。先ほどの矢野委員からの意見にもありましたが、今、社会情勢によって、輸入飼料・肥料が高騰しています。特に畜産業、酪農業の方たちは、飼料代が高騰しているために、牛を育てていくのにもものすごくお金がかかり、国の方から乳牛一頭を「殺処分」すれば15万円もらえる、そんなニュースの流れる中、毎日搾った牛乳が廃棄されています。「殺処分」による15万円というのが、それが支援なのだろうか、それでいいのだろうかという疑問があります。

これから牛乳の価格が上がるということですが、そうすると、どんどん消費者の牛乳離れが考えられます。何をもちて支援とすべきなのか、お聞きしたいと思います。それから、「殺処分」は、実際に北海道でも行われているのか教えていただければと思います。

【農政部畜産振興課長】

畜産振興課長の安田でございます。今、酪農に関係する御質問があったのでお話しさせていただきます。御存知のとおり、コロナ以降、インバウンド等の需要の減少等で、生乳の需給が大きく緩和をして、搾っても売れない。じゃあどうしようかっていうところで、生産者団体自らが生乳の生産を抑制していきましようという取組が行われています。生産抑制の手法の一つは牛を減らすことと、搾らないこと。ただ一方で、これまで酪農家さんは、牛を育てて素晴らしい改良を進めていて、それを「とう汰」するのは忍びないということで、やむを得ず、搾ったものを廃棄するという取組によって需給を安定させようとしています。

先ほど、15万円の話がございました。これは国の対策でございますが、3月からスタートした取組として、15万円に加えて、生産者団体が5万円をプラスして1頭当たり20万円を支援するものですが、これは生産者自らが生産抑制で牛を「とう汰」して抑制しようという取組を国が後押しをする形で国の支援が受けられる仕組みになってございます。

消費を拡大していく、あるいは新たに需要を開拓していくということが大事ですので、道としても、また様々な、例えば飼料代への支援に取り組んでいるところです。以上です。

【農政部食の安全推進局長】

補足します。「殺処分」と言っても、鳥インフルエンザの殺処分とは違って、あくまでも肉の方に回す、消費に回すということです。全ての牛は乳牛だろうが最後には肉になります。「殺処分」という言葉が出たので、そういった形での消費、要は、乳牛としての供用期間を短くするという事です。

【西邑会長】

私は専門が畜産なので、たぶん北海道には今80万頭ぐらいの乳牛がいて、そこから400万トンぐらいのミルクが搾られていると思います。「殺処分」というか、肉に回した部分についての補助が出るということですが、生産者自らが生産調整をするためというお話でしたが、それは苦渋でやっているわけです。自らが率先してやっているわけじゃなくて、どうしようもなくやっているわけです。

長期的に北海道の動物性タンパク質、ミルクをどうやって安定的に今後持っていくかという話

をきちんとしておかないと、いったん減らすとすぐには回復できません。2歳ぐらいまで飼わないと、繁殖適期にならないので、搾れなくなっちゃうわけですね。だから、生産の頭数を減らすのではなくて、例えば、今、濃厚飼料で1万kgぐらい搾っていると思います。それを、自給飼料を使いながら放牧を取り入れ、8,000kgに一頭当たり（の乳量）を抑えながら、それに補助をするとか、道としてももう少し知恵を働かせた施策があったらいいのかなというふうに思っています。その点も含めて、いい機会なので、システムを持続的にやっていく、北海道の土地資源を活用しながら、どうやってもっていくのかっていうことを、考えるいい機会だと思っています。このところを我々大学としても一緒に考えながらビジョンを持ってやっていくと、生産者の方も経営計画を立てられるのではないかと思います。

畜産のことだったので熱くなって申し訳ないですが、よろしくお願いします。鳥インフルエンザの話もありますしね。

【菊谷委員】

海の話をしていただきます。福島原発の汚染水の話についてです。漁業生産者団体としては反対しています。排水に向けた取組が進められておりますが、非常に不安です。排出される汚染水につきましても安全であるというような報道もされていますが、日本国民は元より、全世界がそれに関する不安を払しょくできていない状況にあると思います。この不安が、福島のみならず、北海道の農産物、水産物にも少なからず影響を及ぼすと思っております。

食の安全・安心と言いますが、安全と安心は別物であるというふうに考えています。安全なだけでは安心に繋がらない、その典型例がこの汚染水の問題だと思っています。仮に、排出が実行された際には、人々の食に対する意識も少なからず変わっていくと思っております。

北海道の水産業界におきましては、漁業者や水産加工業者の取組によりまして、安全・安心な水産物を国内外に供給している実績がございます。非常に高い評価を受けております。これらに対する悪い影響が出ないように、何か、どうにかできないかと日々悩んでいる次第です。

特に今日、この場で具体的な対応策や施策をとという気はありませんが、このような場での話題ということで、汚染水に関する考え方をもう一つギアアップすることが必要ではないかと申し上げた次第です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。大変重要な問題で、先ほど概要のところの資料の2-3の12番に書かれている「良質で」という話の中には「安全で」というところが十分含まれていなければいけないのかなと思います。

一つは安心というところに関わるデータについて、どれだけ出していけるのか。福島の水域の話だけではなく、普段、我々が安全と思って安心して食べているところの数値も含めて、変わらないというところをきちっと見せるということが必要になってくるだろうと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。この点も含めて次の計画に盛り込んでいただければと思います。

【臼井委員】

計画の中に出てくるフレーズとして「生産から流通、消費に至るまで」とありますが、そこまで止まっています。実際には、人々が消費をするときには、廃棄というものもあります。

それはフードロス削減とか、諸々書かれてはいますが、やはり、廃棄というものに目を向けたときに、実際に生ごみで出されている、こういったものがきちんと環境保全に役立っているという消費の後の記述も加えていただいた方が、環境保全につながるのではないかと思います。今の計画は生産から消費までですが、消費でストップするのではなく、また生産、あるいは環境

保全につながっていくというサイクルとしてとらえていただければと考えます。

【西邑会長】

ありがとうございます。これも貴重な御意見だと思います。条例第何条、第何条と書いてありますが、その中にそういう項目が立てられていないということが一つの問題なのかなという提起もあったかと思えます。

食育というところの中でもそのあたりをやるのでしょうか、そういう重要性について、計画の中で、ちゃんと項目を立てていくということが大変重要なのかなと思えます。

それで、臼井委員がおっしゃったのは、その消費の中のウェイト、鈴木委員がよくおっしゃっているロスとウェイトを分けて、ちゃんとやらなければいけないという話ですね。

生産、流通過程で出るロスと、我々が食べたときに残すウェイトと、どういうふうにやっていくかという話はつながっていきますので、このあたりも計画の中で重要なポイントかと思えます。

ロスという意味では、水産の方で、未利用魚の問題がある。底引き網漁をやると、実は狙っていた魚種よりも多くの未利用魚が出てくる。これをどうするかというと、また捨てているわけです。エネルギーをかけて獲ってきたものをエネルギーをかけて捨ててに行くわけです。

それと同じことが畑でもありまして、これは鈴木委員から聞いたのですが、にんじんだとセンチュウによる傷がついて4割ぐらいがロスとしてまた畑に戻して鋤き込んでいくという状況があります。北海道の水産も農産も、このロスをどうしていくのかが大きな課題なのかなと思うので、そのあたりは大学も含めて、技術的にどう支援してどうやっていくのか、あるいは行政的には制度設計等が必要になってくると。そのあたりも含めて実装できるようなプランを立てていくことが非常に重要かと思えます。この委員会としてもそういう議論が非常に重要かと思えます。ありがとうございました。

【濱本委員】

資料2-4、60ページに書かれている新顔作物振興事業ということでさつまいも、らっかせい、にんにくということで、道産の需要拡大という項目があるかと思えます。これはどのようにされているのかお聞きしたいです。

また、これらは秋に収穫される作物で、おそらく作付されている農家さんもたくさん増えてきていると思うのですが、長期にわたって北海道で販売されている品目ではないのかなというところがございます。さつまいもは今ではだいぶ北海道産のものが販売されていますが、にんにくと青森県産だと通年供給されているわけで、そうすることによって、需要と消費が拡大していくのではないかというところですが、何の政策もなしに作物ばかり作っていると、それこそロスになってしまうものの方が多くなる可能性も出てくるのかなという質問でした。

【農政部食品政策課6次産業化担当課長】

食品政策課の小谷と申します。今の新顔作物振興事業ですね、ここに載せた意味合いといたしましては、まず、新顔作物、さつまいも、らっかせい、にんにくが北海道で作られていて、たぶんまだそんなに広まってなく、有名ではないのですが、これから広まっていく可能性があるものということで、光を当ててしっかりPRしていきましようというのが取り組んだ趣旨です。意味合いとしては、実際その北海道内で、こういうものが作られているんですけど、普段なかなか皆さん知られていないものに光を当てることによって、実際に北海道の作物に興味を持っていただき消費をしていただける、地産地消につなげていきたいという意味合いで、この事業をここの項目に載せたということになります。実際、計画にこれをどのように反映させていくかっていうのは、これからの検討になると思いますが、実際に、道民の皆さんには、いろんな北海道の中でも生産

者さん頑張ってですね、新しい取組があるということをもっと知ってもらえればという思いが一番にございます。それから、確かに今はまだ数が少なく、年間を通して供給できない部分もありますが、どんどん量が増えていく可能性があるかと思っておりますので、引き続き、まずこの新しい作物の振興に努めていきたい、それから地産地消に結びつけていきたいと思っております。

【西邑会長】

大事なポイントで、北海道の農地面積、先ほど114万haと言いましたが、そんなにこれから延ばせないで、道として、限られた耕地資源の中でどういう作物をつくっていくのかというのはとても重要なポイントになると思います。

この間ニュースでやっていましたが、砂糖の消費が落ちてくると、てんさいの作付をどうするのかという話になってきますし、少し先を見ながら、かつ、多様な消費者に多様な商品を届けるということを、なかなか難しいですが、どういうふうに確保しながら生産・流通をサポートしていくかというのは、重要かと思っております。

にんにくは、（帯広市）川西の友達がながいも農家だったのですが、5、6年前からにんにくの作付を随分増やしていて、ながいもを台湾やアメリカにも持って行っても、なかなかパイが増えなくなってきていて、にんにくを作付していると聞いています。

農家さんがいろんな戦略で動くっていうのも必要だし、道として全体としてどういうビジョンで行けばいいのかという話を、きちっと持っていくべきだろうなというふうに思いました。ありがとうございます。

【農政部食品政策課長】

欠席されている矢野委員の質問に対する答えを申し上げます。

飼料については家畜のえさとなり、肥料についても作物の生産にとって不可欠なものとして認識しております。委員から御意見のありましたことも重要な課題として捉え、次期計画に反映するなどの対応を検討してまいりたいと思っております。そのことに関する消費者の方への理解向上につきましても、大変重要だと思っております。

また、クリーン農業などの化学農薬・化学肥料を削減する環境負荷低減農業の推進を進めており、そういった要素も入れて消費者の皆様へアピールするということも含めて、検討してまいりたいと考えております。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。

私もちょっと聞きたいことがあります。

例えば、流通問題です。物流は非常に大変な話で、JRの廃線によって北見の玉ねぎをどうやって運ぶという話になってくると思います。JRの人ともちょっと話したことがあるのですが、1日当たり1万トンでしたっけ、ちょっとうる覚えですが、本州の方に流れているわけで、これを、どうやって確保するかということを考えておかないと、作るけど持っていけないという話になるところもあります。

そのあたりも含めて、幅広いところで、食の安全・安心を考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

それでは次の議題に移りたいと思っております。第4次北海道食育推進計画の現状と課題について、事務局の方から説明をお願いします。

【農政部食品政策課長】

資料の3-1をメインで説明させていただきます。3-2、3-3は詳しい資料ですので、後

程御覧ください。

食育推進計画の現状と課題ということで、食の安全・安心基本計画と同様に令和5年度で満了ということで、計画の達成状況や様々な情勢を踏まえ、北海道における食育の一層の推進を受け、検討してまいりたいと思っています。

左側に第4次計画の柱として基本方針が3つございまして、心身の健康を増進する健全な食生活の実践。「食」に関する理解を深める。食育推進体制の強化ということで、この大きな三つの基本方針で進めております。指標の達成状況は、例えば、基本方針1の健全な食生活の実践では、道民の野菜の摂取量は目標350gに対し、272gと依然として低い水準だったり、肥満の割合も、女性に比べ男性の方の肥満が深刻だったり、道民の健全な食生活の推進という面では、依然として課題が残っています。また、中段では、北海道米の道内食率は指標を達成しましたが、食品ロス削減の行動割合が指標には近づいているものの、未達であることなど、食の理解という面でも若干課題が残っているものと考えております。一番下の欄の、食育推進体制の強化では、市町村の食育計画は179全ての市町村での計画策定を目標としておりましたが、133市町村、74.3%にとどまっているなど、依然として課題と考えております。なお、市町村計画につきましては、第4期計画の最終年度の平成30年度末では、123市町村でありましたが、令和3年度末で10市町村増えていることを、補足させていただきます。

食育をめぐることは、生活習慣病予防の重要性、高齢化の進行、男性の肥満、若い女性のやせ、それから世帯構造や食生活の変化、農林漁業者の高齢化や人口の減少、食料自給率の低迷などございます。地球規模の気候変動の影響や、先ほど話題が出ました食品ロス522万トン、それから、地域の食文化が失われていくことへの危惧、新型コロナで食生活も変わってきたこと、デジタル化、SDGsなど、いろいろ課題がございます。

こういったことや国の計画を踏まえまして、今後、計画を策定していきたいなというふうに思っていますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【久保部会長】

久保です。若干ちょっと外れるかもしれませんが、国の施策との連動について、資料3-1の下に国の計画と書いていますが、これらと少し連動させるとか、これをうまく使いながら進めていくとか、そういうことをどのようにお考えかというのをお聞かせ願いたいと思います。

【食品政策課主幹（食育）】

食品政策課で食育を担当しております関本と申します。

今の御質問ですが、御承知のとおり、国の第4次計画が公表になっております。ただ、道としては、国の法律の中で、地域での特性を生かして食育の計画を立てるというふうになっておりますので、ある程度は道独自の目線で立てていかなければならないというふうに考えております。

御意見ありましたように、北海道としてもできることは限られておりますので、国の施策を活用できるところは活用しながら、大きく食育という流れを進めていきたいという考えです。委員会で御意見をいただいたり、地域の御意見等をいただきながら、第5次計画を検討していきたいと思っております。

【農政部食品政策課長】

補足します。国の計画につきまして、非常によくまとまっており、最大公約数的な面もございますので、私どもとしましては、国の計画をベースに、関本が言ったとおり、地域の特色だったりとか、いろんな意見踏まえて、それを加えていけば形になるのかなと思っております。

【藤井委員】

今の話に関連するのですが、ウクライナ侵攻のように、これまでと同じ形ではうまく行かないようなことが次々として出てきて、しかも長期化しています。我々も加工食品をやっておりますので、エネルギーや原料の問題に大変な思いをしています。そのような中で、これは前から言われていたことですが、例えば今の資料の現状と課題の中で、食料自給率の低迷、これは北海道だけで考えていても、北海道は200%を超えているわけですから、他の都府県と一緒に動いていかないとはいけません。計画に書いていても、北海道はやっているのに、というふうに皆さん見ると思います。また一方、小麦等の原料問題もあります。価格等で皆さん一喜一憂しているわけです。先ほどお話しした戦争も含めて、今後またこういうことが起きる可能性があります。これは日本国全体の話です。いろんな食料、原料を確保するというので、そこには肥料、飼料等、いろいろな問題も絡んでくると思いますので、そういうことを含めた形で国全体と一緒に動いていく中で、北海道が、かなりの部分をしっかりとやっていくということが必要だと思います。国にはやる気があるのかなというふうに感じてしまいます。38%を50%にするにはどうやってやるのか、具体的な道筋が見えないと感じています。北海道はやっているからいいじゃないかっていうスタンスではなく、ぜひそのあたりをしっかりと国に要望していただきたいと思っております。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。とても重要なポイントで、北海道として、国の足りないところを補完しながら、あるいは国と連携しながら、どうやって動かしていくのか、道としてきちんとしたビジョンを持っておくべきかと思っております。よろしく申し上げます。

【食の安全推進局長】

国の方でも今、(食料・農業・農村)基本計画、(食料・農業・農村)基本法の見直しを検討していて、そうした中に連動するように、道でも検討チームを去年作って今までに2回、意見交換をしています。それから、今月も国費提案と合わせてそういった場面がございます。そういう国費提案なり意見交換を通じてしっかりと北海道の考え方を反映してもらい、施策化してもらえるようにしていきたいと考えております。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。

「食育」という言葉がいつも引っかかっています。結局は食と健康というお話が入ってきたんだらうと思うんですね。食育というと、食を通じた教育みたいにとらえがちですが、もっと大きなカテゴリーになっているかと思っておりますので、先ほどの藤井委員の御意見も重要なポイントだと思います。意見を取り入れて次の計画をお願いしたいと思っております。

北海道大学でも、岩見沢とCOI(大学による健康づくりプロジェクト)で母子の健康というところで、出生児の体重が非常に今、昔に比べれば減ってきている。ここを何とかしようという取組もやっていますし、そういうことも含めて、食が健康に関わる、あるいは医療にも関わってくるので、このあたりを包括的にどう考えるのかというのが次の計画の中にしっかりと盛り込まれていくというのが必要なのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

【加藤委員代理】

食育推進計画の中で、心身の健康を増進する健全な食生活の実践とありました。

細かい話になるかもしれませんが、栄養バランスを考えた食事を実践する中で、道民の野菜ですとか肥満の正常値の方を増やしていくという内容ですが、さきほど牛や牛乳のお話がありましたが、学校給食があるときと学校給食がない時の栄養量が、かなりカルシウムの量が足りないという全国のデータが出ています。それで、一番の影響は、牛乳を飲んでいるか、飲んでいないかということ。それで、私も牛乳の廃棄の影響などを見て心を痛めていた1人ですが、道として、やはり牛乳の生産現場も守っていき、そして、消費者として健康な体を作っていく、道民を増やしていくという考えです。でも、牛乳の摂取量は、やはり休日といいますか、夏休みですとか冬休みなどでも、恒常的に子供たち、小中学生が飲める環境、飲む環境を作っていくのが良いのかなというふうには思っていました。特に牛乳の廃棄が大きな問題となっているところから、私が思っていたことですが、そういう中では、やはり、子どもたちが牛乳の摂取を普通どおりにしていれば、牛乳の余剰は生まれやすいはず。ところが、やはり、家庭で買う、購入する習慣がある家庭、ない家庭がある中で、それで、やはりそういったことを考えると、成長期の子どもの健康を考えると、やはり牛乳などを手軽に入手できるような、そういった政策を考えていただければ、北海道ならではの食育計画になるのではないかなと思います。

それから、小中学生だけでなく高齢者も骨粗鬆症の問題などがあり、高齢者の方が健康に関する関心も高い。そういう中でも、やはり北海道でたくさん生産されている牛乳、乳製品を摂取していただくこと。やはり消費者がそういった視点を持って、そして、購入するということ。

もちろん、私たち栄養士会も情報提供していかなければいけないというふうに思いましたけれども、なにか政策を考えていただけたらなと思います。

【農政部畜産振興課長】

ありがとうございます。ただいまの牛乳の消費拡大のお話、特に子供の成長のための摂取、大人の健康維持のための摂取、これが大事だというお話だったと思います。私ども、今回、第5回定例会の中でも、子育て支援ということで、今回、牛乳券とお米券を配る事業を予算措置して、年度明けから事業がスタートします。

また、夏休み、冬休みは給食がなくなりますので、そういった子どもたち向けに、地域単位ではありますが、学校に牛乳を提供する取組もしていただいております。

私どもとしてもあらゆる機会を通じて、そういった呼びかけ、あるいは牛乳の持つ力、栄養のPRを含めて取り組んでいきたいと思っています。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ぜひ牛乳も含めて、北海道の食というのをどうやって、子どもたちに供給してっていう、そのことによって、子どもたちが将来、大人になったとき、また消費をしてくれるという、この連鎖を作り上げるためにも給食っていうのは非常に重要なところなのかなと思います。私なんかは脱脂粉乳で育ったので、中学に行って牛乳が出てきたら喜んで飲んでいました。

資料3-1にも地域の伝統的な食文化が失われていくことの危惧と書いています。北海道食っていうのは何かっていうのはなかなかよくわからないということですが。そうであれば、新しい北海道の食文化をきちっと作り上げてっていう時に来ているのかなという気がします。その中でも牛乳、畑から出てくるもの、それと北海道の近郊水域で取れる水産物、こういったものを含めて、どうやって、子どもたちに、豊かな味を覚えていただいて、将来の消費につなげるかという点でも、食育の取組というのは非常に重要なかなと思います。

この間、富山の小学校の給食で、ズワイガニを丸々、1人1杯ずつ、卒業までに必ず食べられ

るという取組を見ました。そのときに、漁師さんが来て、カニのさばき方を教えていました。こういうことが本当の食育に繋がっていくのだらうと思うので、そんな取組ができればなというふうに思いました。

【山崎委員】

山崎です。教えていただきたいことが一つあります。特に基本方針の1のところでも今、会長もおっしゃいましたが、精神の健康という言葉が入っています。ちょっと私も困るのですが、男性の場合だと肥満率が高いということになっておりますが、食べ物の栄養の摂取をコントロールして肥満等を減らそうとすれば、当然、摂取カロリー数をトータルで減らすということに繋がってくると思います。

健康寿命を延ばすということは、おそらく、食べ物だけのコントロールするのではなく、運動、体を動かすということも当然、対になっていることだと思うのですが。この基本方針の中で、そのような体を動かすこととの関わりというのはどのような扱いになっているのでしょうか。

【農政部食品政策課長】

ありがとうございます。

食育については、庁内の様々な部署と連携しています。おっしゃるとおり、肥満の解消という意味では運動も大事なかなと思って、個人的に運動が大好きですので、そのとおりで思っています。ただ、今回は食育、食の方に視点についていることですので、意見も踏まえながら検討してまいりますので、担当の保健福祉部と連携しながら、こういった形にできるのか考えていきたいと思っております。

【西邑会長】

山崎委員から御質問あったところは非常に重要なところで、やっぱり食と健康っていうところ、何のための食かというところがあって、そこについては、連携取りながら進めていただきたい。我々、一般人が暮らしているときには縦割りじゃないので、全部一緒なのですよね。だからそこは、これはあっち、これはこっちという話ではなくって、ここにもあっちにも乗っかっているという状況が必要だらうと思います。そこを含めて、次の計画のところ盛り込んでいただければというふうに思いました。

【小塚委員】

国の計画の中に、デジタル化に対応した食育の推進とありますが、道の方では、これについて、食育の推進というところで、どういうふうに進めていこうと考えているのか、お聞きしたいと思っておりました。

大学の方ではデジタル化で、オンラインで食育教室なんかやったりとか、いろいろやっていて、今考えているのは、デジタルを使って、オンラインでとか僻地などなかなかできないようなところでできたらなと考えております。大学独自でもいろいろ考えたりしていますが、道としてはどうように取り組むのか、お聞きしたいなと思っておりました。

【農政部食品政策課長】

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、今の計画がコロナの前ということで、今みたいなテレワークだとか、そういうような環境がない前に作ったものですから、その視点がなかったところなんです。国の計画は3年3月に策定されましたので、そのような視点が入っております。我々も委員がおっしゃったような、デジタルを使って食育を広げる視点も、ぜひ入れていきたいなと思っております。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。

社会がデジタル化しているので、もう、これをわざわざデジタル化に対応するというふうにしていくのではなく、当たり前ツールとしてどうやって使っていくかっていう、どう使って何を伝えていくのかっていうところが非常に重要なのかなという気がします。で、デジタル化って、いろんなものが含まれていると思いますが、そういった社会のシステムの変わったところをどう使っていくのかっていうことと、新たに使えるツールを作っていくことも含めて考えていくことが必要だと思いますので、国の方でこういうのが書いてあるのってという話ではなくて、道としては、どういうふうにするっていうことはしっかり盛り込まれるということが必要なのかなというふうに思いました。

【鈴木委員】

せっかく配っていただいたので、ちょっと見て、とてもいいなと思ったのですが、SDGsクッキング、倶知安町って書いてありますが、この会議における意味合い、これに似たようなものを道として作っているのか、誰に配るってイメージなのか、それとも、市町村に例えばこういうものを作るための補助金を出すということなのか、お聞きしたいと思います。

【農政部食品政策課長】

これは小野委員から参考までに配っていただいたものです。

道としても、これまで過去に子ども向けの食育の絵本やDVD教材など、似たようなものを様々作っておりまして、それを学校に配ったり貸したりしています。

各地域でこういうような取組をぜひ取り組んでいただきたいと、国の補助事業もございまして、それを活用してやっていただきたいということで考えております。

小野委員、ぜひ、お話をしていただきたい。

【小野委員】

私が会長を務める消費者協会が出したのですが、この冊子は国と町から半々ずつお金を出していただいて作られたもので、無料配布しています。

SDGsクッキングということで、持続可能な社会を目指してということで、17のゴールがありますが、1から17のうち、7、8、9を除いたほとんどについて、自分たちで何かできるのではないかなということで、食品ロスも入れながら取組をしております。この冊子はできたばかりで、新聞にちょうど11日に出たものですから、皆さん方に見ていただければいいかなということで、今日はお持ちしました。

5ページ目を開いていただくと開拓井と宇宙揚げがあります。これは全国の牛肉料理のコンテストで優秀賞をいただいたので、20年前になりますけれども、これを学校給食の中で取り上げて、今でもこれは給食の中で使われていて、約90%以上の子供たちが食べます。今年はこの冊子を持って、5、6年生には調理実習をしながら、これは全部使えるんだよ、たまねぎはみじん切りにして使うと皮しか残らないし、地産地消で自分たちのところで取れたものが全部使われているよということで、牛肉のコンテストだったんですけど、やはり今の北海道の子どもたちとしては牛肉よりも豚肉の方がいいということで、ここは豚肉にいたしました。これはちゃんとコンセプトがありまして、開拓井ってというのはやはりその町村の拓けたところから土を耕してやっていくってということで、黒土を目指すということで、ひじきを入れたんですね、カルシウムとか鉄分とかいろいろありまして。そこに味噌味でして、枝豆とトウモロコシで芽が出たよってというコンセプトで作ったものなんです。残さずに食べられています。

宇宙揚げは、この時代に宇宙に行きたいという憧れを感じていたので、たまねぎの真ん中をくりぬいて、そこにひき肉やニラなどを入れて、あとは余分に出たものにつきましてはソースにして使うということで、全然食品のロスがないよっていうことでできたものなので、冊子を作るにあたって、とてもいいかなと思って載せました。

また、倶知安町の老人大学でもお話しました。ちゃんと皆、30・10運動しましょう、と。新年会や忘年会で30分間はちゃんと食べましょう。それから歓談して、最後の10分間で食べて終わらしましょうっていう30・10運動、外食でできることを大人にはお話して、子どもたちには、自分の地元でできたものを使ったじゃがいもや、とうもろこしは雌しべが粒になるんだよっていうこともお話ししながら、この冊子で説明しながらやっております。

ですから、皆さん方が保育所、小中学校、高校に倶知安町では配布していますが、横の連携を取りながらこういうことを進めていただければいいかなと考えております。どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。とてもすてきな冊子かと思います。消費者協会で倶知安町では作られていて、他の市町村でもこういうのがいっぱい出てきているのでしょうか。

【小野委員】

いや、まだこれできたばかりです。各消費者協会、76か所には差し上げましたが。

【西邑会長】

それぞれの地域でこういうものができてくると、先ほどの北海道の伝統食とか北海道食といったものが一つの食の教育、食育にも繋がっていくのかなと思いました。ありがとうございます。なんだか美味しそうで、だいぶお腹が減ってきました。宇宙揚げってなんで宇宙なのかなと思ったら、玉ねぎの真ん中が開いていて、コスモスのような感じということですかね。ありがとうございます。

こういうところに対する補助も道で考えてらっしゃるのですか。国ですか。ぜひ全市町村でこういうのができあがって、先ほどデジタルって話がありましたけど、このアナログ的なものにも当然非常に味わいがあるので、プラスデジタル化すると、北海道から本州、あるいは海外にも発信ができるということになると思いますので、取組をやっていただければ。

○審議事項（3）その他

【西邑会長】

事務局から何かございますか。

【農政部食品政策課長】

資料4をお開きください。今後のスケジュール等についてでございます。本日3月15日、安全・安心計画、食育計画に係る諮問、審議をいただいております。推進監の挨拶にもございましたように、7月を目途に条例の点検・検証の内容の方向性をいただいて、両計画の骨子を提示して、御審議いただきたいなと思います。今の委員の任期が終了ということですので、新しい委員の中で御審議をいただきたいなというふうに思っています。そして③ということで令和5年度第2回ということで10月頃を目途に、条例の点検・検証結果の審議をいただいて、答申していただきたい。

そして、両計画につきまして、夏の間には骨子について地域の意見交換会で御意見をいただいてそれを肉付けしたものを素案ということで、御提示をさせていただきます。そして年が明けて2

月に素案から案にして御審議いただきて答申をいただくという段取りでお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2番の第10期委員の選任でございます。先ほど申したように、皆様の任期が終わりということで、この後、事務局の方から継続をお願いするなどの打診をしていきます。そして4月に公募委員の募集をするということになっております。そして、6月には新しい委員の任命をさせていただきたいというふうに思っております。また、会長、副会長については互選となっておりますので、7月の委員会で互選させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは予定しておりました議題は終わりましたので、これで議事を終了したいと思います。長時間にわたり円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。それでは進行を事務局に返します。

【事務局】

西邑会長、ありがとうございます。

閉会にあたりまして、野崎推進監から御挨拶を申し上げます。

【農政部食の安全推進監】

皆様、本当に長い時間ありがとうございました。西邑会長、皆様方、熱心な御議論をいただきありがとうございます。

先ほど担当の方からも御説明申し上げましたけども、第9期本委員会メンバーでの委員会は今回が最後となります。今期につきましては、北海道有機農業推進計画の策定やGM条例の改正などがございました。各委員の皆様におかれましては、これまで大変熱心に御議論、御審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。大半の議員の皆様には、第10期も引き続き委員就任をお願いしたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、西邑会長におかれましては今期をもって会長を退任されることとなります。また、公募委員の臼井委員、本日は欠席されておりますけども松田委員におかれても任期満了となります。これまでの御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日御審議いただいた内容につきましては、本年7月、次回の食の安全・安心委員会において、計画骨子案を改めてお示しし、御審議をいただくこととなります。今後とも、本道の食の安全・安心のための施策の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶いたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

今しがた推進監の方からお話ありましたとおり、9期は今回が最後ということで、次回の委員会開催、7月頃となっております。その際に、互選で会長が決まるということで、西邑会長のもとでの委員会開催は今回が最後となります。ぜひ、西邑会長からお一言いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

私、委員長が横田先生のとくに2年勤めた後、会長として4年、6年間お世話になりました。大学を出て、皆さんとこういう場で意見交換する機会をいただき本当に勉強になりましたし、いろいろ現地見学しようよって話で、新篠津の大塚さんのところにバスで行ったり、言い出しておきながら途中で帰ることになってしまったり。

ぜひ、現場も見ながら、現場っていうのは農地だけじゃなくて、水産の現場、あるいは給食を食べている子どもたちの現場など、そういうところの現場の感覚を持ちながら、食の安全・安心ということに対して取り組んでいって、道民が、あるいは日本の皆さんが豊かに過ごせるということが、実はこの食の安全・安心委員会の究極の目標なのかなというふうに思っていますので、次期の方、継続される方いっぱいいらっしゃると思うので、ぜひ、その点をお願いして、私の退任の挨拶とさせていただきます。皆さん本当にありがとうございました。

(一同拍手)

【事務局】

西邑会長、ありがとうございました。

○閉会